

児童・生徒の変化をとらえる取組

- 毎朝の出席確認による状況確認、健康観察
 - ・ 変化が見受けられる場合には養護教諭、管理職と連携を図り対応する。報連相の徹底。
- 西東京市独自：スタートアップ期間（2学期始め）
 - ・ 2学期始めは、緩やかにスタートする「スタートアップ期間」を1週間程度設定し、カウンセリングを中心とした面談を行い、児童・生徒の心の安定と家庭の状況等を把握する。
- 東京都教育委員会：「ふれあい月間」での調査・面談（年2回）、西東京市教育委員会は1回加えて年3回行っている。
 - ・ 児童・生徒のいじめの状況を把握し、組織的に解決を図る。
 - ・ 自分も他の人も大切にすると人権の取組を行う。
 - ・ ふれあい月間シートにおいて、いじめ以外の悩みを把握し、適切に対応する。
- 東京都教育委員会：体罰調査（年1回、12月実施）
 - ・ 教員による体罰等の有無を全児童・生徒を対象に実施する。
 - ・ その際、教員に対することだけでなく、児童・生徒の日常の悩み等を把握することもできる機会となっている。
 - ・ 本調査において、本年度、体罰事案はない。
- 学校ごと：個人面談の実施
 - ・ 特に中学校を中心に学期ごとに個人面談を実施し、生徒の状況把握、進路相談等を行っている。
- スクールカウンセラーの相談業務の取組
 - ・ 東京都教育委員会：都スクールカウンセラー（週1回）一中、保中は2人体制
 - ・ 西東京市教育委員会：市カウンセラー（大規模校）中原、向台、上向台のみ年15回
- 児童虐待防止外部委員会
 - ・ 全校 年間3回開催
 - ・ 学校管理職、生活指導主任、主任児童委員、民生児童委員、教育指導課スクールアドバイザー、子ども家庭支援センターのどか職員等で情報連携を行い、対象児童・生徒への対応を協働で行う。
- 西東京市全校：教員研修
 - ・ 児童・生徒理解研修
 - ・ 教育相談研修
- 各種通知の周知
 - ・ 校長会議、副校長会議、生活指導主任連絡会、教育支援コーディネーター連絡会等で徹底
- 児童・生徒の個別の問題をとらえた場合
 - ・ 都度、ケース会議を開催する。